

子家発 0720 第 5 号
子母発 0720 第 3 号
平成 30 年 7 月 20 日

都道府県
指定都市
各 中核市 児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿
保健所設置市
特別区

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
(公印省略)
厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
(公印省略)

養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の更なる徹底について

児童虐待防止対策の推進に当たって、平素よりご尽力を賜り感謝申し上げる。

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

こうした中、本年 3 月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受けて、6 月 15 日に「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」が開催され、子どもの命を守ることを何よりも第一に据え、すべての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう、緊急に対策を講じることとされたことを受けて、本日、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）が取りまとめられたところである。

今回のような痛ましい事件が二度と繰り返されないよう、事態が深刻化・重篤化する前に、孤立しがちな子育て家庭を早期に発見し、必要な支援策につなげることが重要である。

児童虐待の早期発見・早期対応については、これまで各都道府県・市区町村の

児童福祉・母子保健主管部局長あてに「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について」(平成25年6月11日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)及び「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」(平成24年11月30日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)により留意点をお示ししているところであるが、今回の痛ましい事件を重く受け止め、改めてこれらの通知に基づく取組の推進をお願いするとともに、下記の児童虐待の発生予防に係る取組を徹底するようお願いする。

また、都道府県においては管内市区町村及び関係機関に対して周知いただきたい。

さらに、本通知については、文部科学省と協議済みであることを申し添える。

なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

記

1 保健・福祉サービスや学校保健を受けていない家庭など虐待発生リスクが高い家庭への対応

乳幼児健康診査、予防接種などの保健・福祉サービスや、就学時の健康診断などの学校保健において、受診勧奨を行っても未受診であるなど合理的な理由なく受診しない子どもの家庭(兄弟姉妹が未受診の家庭も含む)については、虐待発生のリスクが高く、支援について検討が必要な家庭と考えられる。このため、市区町村の母子保健担当部署及び教育委員会においては、こうした家庭への対応に関し、「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」(平成24年11月30日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長連名通知)及び「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について」(平成25年6月11日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長連名通知)に基づく、児童虐待担当部署との情報共有、連携した支援について今一度点検・確認を行い、万全の体制を構築するようお願いする。

なお、児童虐待の早期発見の観点から、乳幼児健診の機会に子どもと会えなかった家庭に対して民生児童委員が訪問して子どもを現認し、それでも子どもと会えなかった場合には、保健師等による家庭訪問を継続して、全ての子どもの安全を現認し、必要に応じて、保健相談や子育て支援サービスにつ

なぐ取組を実施している自治体の事例を（別添3）に添付しているので、こうした取組も参考とされたい。

2 転居への対応等

- 支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、次の点に留意すること
 - ・ 転居の場合、子どもの権利侵害に関する危機感が伝わらない危険があるため、必要に応じて児童相談所も同席の上で引継ぎを行うこと。さらに、必要に応じて、移管先の児童相談所間に引継ぎ状況の確認を行うこと。
 - ・ 転出元市町村の要保護児童対策地域協議会において、対象となる子どものケース管理を行っていた場合は、転出先市町村の要保護児童対策地域協議会においてもケース登録し、関係機関の連携・協力の下、必要な援助を継続すること。自治体間の危険度の認識の差をなくすため、ケース移管後、少なくとも1か月間は転出元の市町村の支援方針を継続する。1か月を経た時点で、転出先の市町村は新たな環境下での家族の状況等をアセスメントし、支援方針の継続・見直しについて検討すること。
- 通告後、48時間以内に対象となる子どもの目視確認ができず関係機関においても安全確認が行うことができないケースについては、児童福祉法第25条の7第1項第1号及び同条第2項第1号に基づく児童相談所への事案送致を行うこと。

(別添1)

「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について」（平成25年6月11日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）

(別添2)

「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（平成24年11月30日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）

(別添3)

こどもスマイル100%プロジェクトの取組（兵庫県明石市）